

## 災害時の身元確認活動に関する協定書

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

### 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災津波による行方不明者が茨城県に漂着し多く発見されました。このことに鑑み、今後の茨城県における身元不明者発生の際の身元確認作業（口腔内所見採取）を円滑に進めるため、茨城県歯科医師会（以下「甲」という。）と日本大学松戸歯学部（以下「乙」という。）の二者は次の通り協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定書は、茨城県歯科医師会防災計画に基づき、甲が行う身元確認活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 甲は、乙の協力を得て身元確認活動が実施できるよう、必要な調整を行う。

### （身元確認活動チームの派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき身元確認活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、身元確認活動チームの派遣を要請する。

（1）前項の定めにより乙は、甲から要請を受けた場合は、大学所属の歯科医師をもって編成する身元確認チームを派遣する。

### （身元確認活動チームの業務）

第3条 身元確認活動チームの業務は、次のとおりとする。

- （1）検死・検案に際しての法歯学上の協力（個人識別）
- （2）身元確認活動の記録及び報告
- （3）その他必要な事項

### （身元確認活動チームの指揮）

第4条 甲は身元確認活動の総合連絡調整を含み、乙の派遣する身元確認活動チームを指揮する。

### （身元確認活動チームの移動）

第5条 甲は、乙の身元確認活動が円滑に実施できるよう、身元確認活動チームの移動等を含み、必要な措置を講ずる。

### （身元確認活動機器等の提供・輸送）

第6条 乙が派遣する身元確認活動チームが使用する装備等は、原則として甲が提供する。

### （費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が身元確認活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

- （1）身元確認活動チームの編成・派遣に要する経費
- （2）身元確認活動チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- （3）身元確認活動チームの医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の各号の内容及び金額については、甲乙協議のうえ定める。

平成27年4月1日

甲 茨城県水戸市見和2丁目292番地

茨城県歯科医師会  
会長 森永和男



乙 千葉県松戸市栄町西2-870-1

日本大学松戸歯学部

学部長 渋谷

